

建設水道常任委員会

平成17年11月28日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○中川 靖広	浅井 正八
小野 隆雄	吉川 勝義	中西議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 長 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	藤本 宗司	建 設 課 長	堤 和雄
同 課 長 補 佐	加藤 保幸	観 光 産 業 課 長	今西 弘至
同 課 長 補 佐	川端 伸和	同 課 長 補 佐	角井 敏文
都市整備課長	藤川 岳志	都 市 整 備 課 参 事	西田 哲也
同 課 長 補 佐	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上下水道部長	池田 善紀	上 水 道 課 長	水田 美文
同 課 長 補 佐	井上 究	下 水 道 課 長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	上田 俊雄		

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 中川委員、浅井委員

委員長 委員の皆さんにはご苦労さまです。
全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会
を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、中川委員、浅井委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとお
り、継続審査として公共下水道事業に関することについての審査のほ
か、12月定例議会提出予定議案、各課報告事項等について受けてま
いります。
初めに、1. 継続審査の公共下水道事業に関することについてを議
題といたします。理事者の説明を求めます。谷口下水道課長。

下水道課 それでは、継続審査であります公共下水道に関することについてご
長 報告いたします。

まず、本年発注いたしております公共下水道工事の進捗の状況でご
ざいます。資料1-1をご覧くださいませでしょうか。

まず、3月24日に入札を終えております龍田北1丁目地内、第1
2処理分区第2工区-1 凶中ピンク色路線、施工業者 清川組及び、
柿色路線、第2工区-2 施工業者 株式会社 中谷組でございます
が、9月30日に完了いたしております。

また、7月28日に入札を執行いたしました小吉田2丁目地内第1
2処理分区第1工区-4工事 凶中ベージュ色路線 株式会社 二隆

建設、服部1丁目地内第12処理分区第11工区-1工事 図中紫色路線 株式会社 青山組につきましては、管渠埋設工事が順調に進められている状況であります。

また、阿波2丁目地内第14処理分区第16工区-1工事 図中青色路線 宮崎建設株式会社につきましては、11月14日に完了いたしております。

次に、図中赤色路線でありますが、9月議会定例会におきまして議決をいただきました第12処理分区 龍田北汚水幹線2工区工事でございます。

現在、準備作業にかかっている状況であります。

次に、8月31日に入札を執行いたしました龍田北1丁目地内第12処理分区第2工区-3 図中黄緑色路線 株式会社 二隆建設、第12処理分区第2工区-4 図中連色路線 株式会社 中谷組でございますが、現在、進捗率40%で管渠埋設工事が順調に進められている状況であります。

次に、10月31日に入札の執行をいたしました法隆寺1丁目地内第15処理分区第21工区-4 図中紺色路線 株式会社 青山組、服部1丁目地内第13処理分区第11工区-2工事 図中緑色路線 三共建設株式会社、小吉田2丁目地内第12処理分区第1工区-5工事 図中薄緑色路線 株式会社 二隆建設、阿波2丁目地内第14処理分区第16工区-2工事 図中黄色路線 安藤建設株式会社及び興留6丁目地内第4工区-1工事 図中水色路線 宮崎建設株式会社につきましては、現在、家屋事前調査及び地下埋設物の事前調査等準備工を進めている状況であります。

次に、公共下水道の供用開始の状況でございます。

資料1-2をご覧くださいませでしょうか。

まず、供用開始区域の拡大についてでございます。

本年前期に整備が完了いたしました区域について、12月1日付けをもって供用開始区域の拡大をするものであります。

今回、新たに供用開始をいたします区域は、阿波2丁目、小吉田2丁

目、龍田1丁目、龍田2丁目、龍田北1丁目の各一部で約4haの区域を拡大し、既に供用開始いたしております区域との合計といたしまして約89haの区域で公共下水道が利用できることとなります。

次に公共下水道の利用状況でございます。

資料1-3をご覧くださいませでしょうか。11月21日現在の状況でございますが、確認申請受付件数が507件、検査済み件数が462件であります。

また、融資あっせん利用件数が9件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が5件であります。

今後も、一団の区域の整備が完了いたしましたら、順次、公共下水道が利用できるよう進め、また、公共下水道の利用促進に努めてまいりたいと考えており、浄化槽雨水貯留施設転用につきましても、活用していただけるよう啓発に努めてまいりますのでよろしく願いいたします。

次に、下水道におけますPI、パブリック・インボルブメントモデル事業の作業進捗状況についてであります。

全体計画区域、事業認可区域、公共下水道が利用可能区域内に在住の成人それぞれ、500人ずつ合計1,500人の方々を無作為に抽出し、10月24日(月)に発送し、11月14日(月)までに返送いただけるようアンケートのご依頼をいたしました。結果といたしまして、約66%にあたります992件の回答があり、現在、集計作業にかかっている状況でございます。

作業状況又は集計結果につきましては、今後、当委員会にご報告させていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 今回の工事進捗状況ということで図示していただいておりますが、16

工区－２というのは、新たに前回の時から発注してもらって10%という、これは何か遅れていた事由があるんですか。

下水道課長　この区域につきましては、私道敷きの関係で地元が協力されまして道路問題につきまして解決されたというようなところで、工事が着手できる状態になったのが今年度ということでございました。そして発注させていただいたという状況でございます。

小野委員　というのは、その私道敷きへね、今まででしたら私道の所有者に対して承諾書というんですか、そういうのを町の方で事業としてされてきたと思うんですが、なぜ、この分だけは住民の方ですね、住民の方々のどうのこうのということなんですが、その点についてももう少し詳しく。

下水道課長　工事着手の経過の中におきまして、もちろん委員のおっしゃった形で私道敷きの所有者の承諾を取って埋設するというふうなことでございます。その段階で、例えばこの地図の青色部分、16工区－1でございます。こうした場合とちょっと形態が変わっております、地元につきましては、町に町道として用地を寄附するというのか、道路としての認めてもらうということをやちょっと待ってほしいということで、町道として認定しておられないというようなことでしたので、現状、私道扱いで今回に至ったということでございます。

小野委員　道路敷きの中へ管を入れておられるんですけど、そうしたらその道路敷きは地元の方の所有権になっているということで理解していいのかな。それで、以前にこの辺りを工事をやっていく中で、前の所有者が承諾してくれなかったとか、そういう経緯があつて、そういう事をされたのか、ちょっとそこらはっきり分かるように。

下水道課長　当初の段階で、前の所有者の承諾は取れなかったというのが本筋で

長 ございます。そして、今現在、現所有者の方々が協力されて用地を確保されたというようなところで、下水道の施工をお願いしたいということで着手させていただいた状況でございます。

小野委員 それと、資料の1-2の方で供用開始するというのは、供用開始するためにはその地域に対しての公示というのか、そういう事をされておると思うんですが、この資料を見れば既に開始済みのした所になっておるんですね。その整合性についてはどうのこうの言いませんねけど、どのくらいのきちとしたもの、例えば、工事が終わってなくても供用開始区域だということで色塗りができるのかね、そこらの判断はどうなんですかね。

下水道課 供用開始の基本といたしましては最終投入点まで流出が可能である
長 状況を確認することが大前提となります。といったことから、例えば錦が丘の龍田北1丁目の下の部分でございますけれども、この部分につきましては、当初幹線管渠の完了検査、県との検査も終わりましたがこの秋ということで、今回、全ての面整備も含めまして、完了検査が終った段階で県と協議の上、供用開始したということでございます。

小野委員 さっきの阿波の方の16工区-2というのは、現在工事されとるんですよ。だけど、こちらの資料の1-2でしたら、既に開始済みの区域ということで色塗りされて、そういうことだけど、その整合性がどうのこうのじゃないんだけど、供用開始をできる状態だということで公示される条件として、今課長がおっしゃったとおり、最終が流れんならおかしいからね、そこらについて厳密なものでいくのか、ある程度の弾力性を持ってでも、こうして開始区域は決めておくんやと。といいますのは、例えば、17年の4月1日供用開始区域としてされたら、下水道法上、2ヶ年ですか、一応そういう縛りがありますので、16工区-2の地域の方は、仮に4月1日されてたら、まだ本管入ってないから、入るに入れられないと、だからその2ヶ年という期間が

どういう具合に作用してくるのかなど、ちょっと疑問に思っただけで、余り厳密ではないとか、そこらは弾力性を持たせているんだったら、それでも結構なんです。

下水道課 長 すいません。資料1-2の図面上で、16工区-2の部分ですね、この部分、本来ちょっと、色分けが見難いところだと思うんですが、L型で本来抜いておるんです。実際、この図面上分かり難いところでございます。今後、こういった図面につきましては、明確な着色ができるように判断させていただきまして、資料提出させていただきたいと思えます。

やはり、委員がおっしゃったように、最終流末の部分が通水できない限り供用開始できない、若しくは完了検査が終らない限り通水できないということでございますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

小野委員 この色、塗ってないんやな。下の方の部分には色が塗ってあるけど、今の管を入れている部分は色を塗ってないんですね。

解りました。それだったら了解しました。そういうこともあるからね、ちょっとこれは塗ったように見えたから、解りました。

中川委員 興留とか、服部にあった集中浄化槽でっかな。これ今、小野委員も錦が丘で、錦が丘も集中浄化槽だけど、他の接続している集中浄化槽の経過というのか、今現在、どうなっているかというのを教えてもらえますか。

下水道課 長 最近完了いたしましたのが、南服部自治会、服部2丁目自治会でございます。これにつきましては、終末処理場につきましては、地元におきまして撤去若しくは埋め戻しさせていただきました。現状、マンホール、パイプ等につきましては、現段階の状況でおいている状況でございますが、地元とも協議をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

中川委員 その南服部、そこは底地というか、浄化槽自体どういう場所に埋設というか、入ってたんか、教えてもらえますか。

下水道課 主たる浄化槽、言ってみれば処理場ですけども、そういった所につきましましては、開発時点で敷地につきまして町に移管されているという認識を持っております。

下水道課 すいません補足です。南服部につきましては、道路外、要するに、処理場としての敷地の中にあるということです。

中川委員 道路外の町の敷地にあったということで。

下水道課 そういうことでございます。

中川委員 小野委員さんが居てはんに私聞くの何やけど、錦が丘って町道の中でしょ。錦が丘がその処理をする、こんなん言うたら自治会怒らるけど、能力がなかったと、能力というより力がなかったと、放っておくとしますわな、町の管理者としての、町はどういう対応しはんのかということ、一篇、聞いておきたいですけど。

建設課長 施設管理については、今日まで自治会で管理していただいております。公共下水道に繋いだ場合の後の施設の関係なんですけど、下水道課の方と地元の関係といろいろご協議いただいております。ただ、道路上の問題でもありますので、本来、槽としては撤去が本来の姿になってくると思うんですが、施設としては槽になっているということもありますので、槽を埋め戻していただくという形を基本でお願いしていると思います。なるべく安価な方法で出来るような形で、今後もそういったあれで下水道と併せてですね、協議していきたいというふうに考えております。

中川委員 今の下水道はそのまま置いておいて、砂で埋め戻すと。安い費用でと。安い費用がもしか、自治会に無いとしまじょうか、中川が金ないねんと、中川放っておきょんねんと、せやけど町道の管理者として、町はずっと置いておかれたらでっせ、どういうふうな処理の仕方をしはんのかなと思って、おいとかれたら。埋めやんでも現状通っているんやんけど、人も歩いてるんやん、車も通れてるやん、別に問題ないさかい、そんな費用かけんとこのまま置いておきましょということになったらでんな、最終的に町はそのまま置いておかんのか、町の負担で埋めてしまおうとしはんのか、そこら、どういう経過になっていくのか。

建設課長 本来、地域の方で今日まで、先ほども管理していただいているということでご報告もさせてもらったんで、今現在、汚物等の処理をされているという状況ですし、今日までそういった形で管理もされています。ですから、本来は私としては、事故のないような形で処理をお願いしたいということがありますんで、槽をそのままにしておきますと、やはり空洞という形になってきますんで、やはり一番ベターな方法は埋めていただくか、撤去してもらおうという形になってくるかなというふうに思いますけれども、道路敷きという関係もありまして、我々としては施設管理者であるその地域の方に、そういった方法をお願いしているという形になろうかなと思います。

中川委員 私言っているように、力がないんです、工事する。今までは、汲取りの費用も、清掃の点検管理費用も個人の負担で積立てして、それで管理してはりますわな。今度、下水道繋がりますねやろ。繋がりますやん。その施設、関係ありませんやん。あってもなかつてもええねやから。そういうことで、人も通れる、自転車も通る、車も通る。普通に通れるんやから、道路やもん、そんでいいやん、このまま放っておけやとなった時、そういう時は町として、どうしゃりまんのと聞いている。

建設課長 最悪の場合、今おっしゃっていると思うんですが、地元とですね、お話もさせてもらわないといけない。その関係について、今この時点で、最悪の状態というのを我々としてはなかなか答弁として、そのまま置いてもらって結構ですと、いう形はなかなかしんどいかなというように思います。

中川委員 そのまま、置いておいてもらって、真ん中、今課長が言われるように、空洞だから、亀裂が入って、道路が沈下するというのか、陥没するというのか、やはり大きな事故にも繋がったらあかんことやし、そこら、地元ともよく協議して、道路の管理者である、所有者である斑鳩町、これはうちの敷地内のことやと、うちもこれだけの助成しますよと、そこら地元と協議してもらって、進めてもらって、きっちり事故のないように処理してもらえるようお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

小野委員 中川委員が、いろいろ錦が丘の自治会のことで、いろいろ言うてもうてますので、有り難いなと思いますけれども、私からあまり言うのもということやったんやけど、実際問題、町からのそういう指導ということで、今、自治会ではプロジェクトチームを作って、いろいろ議論して行って、まだ結論でてない状態です。その点で、今ちょっと課長にしっかり認識してもらいたいなと思うのは、町道になる時に、あの物があるということで、当然、管渠も全部あるということ。それで寄附を受けていただいていると、そういう認識でいます。当然それは、自治会だけが使ってた污水管でもあって、雨水管についてはこれはもうしょうがないですね。造成の中であるんやということで。南服部についても、聞くところによりますと、公園用地とか、それから自治会の会館のところに集中浄化槽があって、それが邪魔になるのか、ならないのかという問題もあると思いますが、何か自治会の方で処理をさ

れたということを聞いてますけど、町道の中にある管渠についてはそのまま放置されておる。当然、そうではね。ただ、錦が丘については宅造の安易なやり方で、道路の中にあって、浄化槽が6箇所ある。安価でできる範囲、安価がどこまで安価なのか、分かりませんが。凄い金、掛かるんですよ。はっきり言って。そのことについて、いろいろまた自治会の役員さんらも相談されておると思いますけど。先日も自治会の幹部が町長に直接、お話に行かれたというのは聞いております。町長からの回答についても聞いておりますけど。それは自治会が使ってたんやから、それは取らんないかんもんやというような、それが原則というのは私はおかしいと思います。例えば、町がその土地を買収されて、町道とされている所に集中浄化槽をどうしても伏せることができないんやと、場所がないんやということで、自治会が集中浄化槽を設置を許可ということは無理ですから、黙認してもらってたんだったら、話は分かりますけど。元々あれはあったもので、そしてその敷地については、道路用地については、寄付という形で寄附採納で、町がその当時どういう条件か、知らんけどね、文書残ってんのか知らんけど、それを受けられたんです。現在、町道としてその上はみんな車通ってます。だから、よほど大きいもんこん限り、潰れないと思うんやけどね。空洞になってる、空洞になってるということですけど、それはまた浄化槽の中身がいろいろ違いますので。対応年数がいつまであるんかということは、車通ったらあかんもんやったら、そんな道路の中で造れないしね。それらのことも、もっと話してもらって、この委員会で今話題になったのでね、私もそこまで話しますけどね。それやったら、もっと自治会と突っ込んだ話をしてほしい、そのように思います。もし、それが出来ないのやったら、私はこういう場所ですいろいろな話しますけどね。その点、自治会の役員さんなり、委員会から何かそういう接触あったんですか。

建設課長

今、埋設物の関係について委員が話されておるんですけども、公共下水道、工事も完了されている部分があって、それについては、下

水の方と自治会の方といろいろ要望等をいただいております。それについては、我々も承知しているところなのですが、今後、今言われるように、自治会とも十分協議も必要になってくるし、そういった形で、今後、供用開始されるまでの間ですね、そういった問題を整理していきたいというふうに考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

次に、12月定例会に付議が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに、(1)斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。今西観光産業課長。

観光産業課長 それでは、斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についてでございますが、次第の方で斑鳩町観光駐車場条例となっておりますのは、観光自動車駐車場の自動車が抜けておりますので、訂正のほどよろしく願いいたします。

それでは12月定例会に提案を予定いたしております斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例(案)につきまして、ご説明申し上げます。

平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理に、従前の管理委託制度から指定管理者制度委託に変わりました。このことから本町が設置しております観光自動車駐車場につきましても、制度の内容等を検討した結果、管理運営の効果的、また効率的な運営が望めることから指定管理者制

度を導入することといたしました。これに伴い、指定管理者の指定の手続き、指定管理者の行なう管理の基準及び業務の範囲など、その他必要な事項を定めるため、観光自動車駐車場条例の一部を改正するものでございます。

この条例改正案の説明をさせていただく前に、指定管理者制度について簡単にご説明させていただきます。資料2-2をご覧くださいませよう、お願いいたします。

まず1番目の導入目的と経緯についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、公の施設の管理が大きく変わりました。これは、多様化する住民ニーズにより効果的に、また効率的に対応するため、公の施設の管理に民間企業やその他の団体等のノウハウを活用し、住民サービスの向上を図る、また経費の節減を図ることを目的として改正されましたことによりまして、今後、公の施設管理に指定管理者制度を適用していくか、直営で管理するのかを選択することとなっております。今回、観光自動車駐車場の運営管理に、この指定管理者制度を導入していくこととさせていただきます。

次に、従前の管理委託制度と指定管理者制度との違いでございますが、資料の2ページに管理委託制度と指定管理者制度の比較を添付しております。従前の管理委託制度では、公の施設の管理を委託する場合は受託主体が公共的団体のみに限定されていましたが、法改正により、受託主体について制限がなくなりました。民間企業やその他の団体等を含め参入できることとなっております。

また、管理委託制度では出来なかった施設の使用許可処分などが指定管理者には認められることとなっております。

また、指定管理者制度を導入するには、指定管理者が管理運営できる旨、指定手続きなど条例で定めることが必要となってきます。今後、指定管理者の指定にあたっては議会の議決を得て、指定していくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

概略でございますが、指定管理者制度についての説明とさせていた

だきます。

資料といたしまして、指定管理者制度の運用方針、地方自治法の改正に伴う新旧対照表、指定管理者制度の運用に関する要綱を添付いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例（案）について、資料2-1によりご説明いたします。まず、最後のページの要旨を朗読いたします。

（ 要旨朗読 ）

観光産業
課長

続きまして、改正案についてご説明いたします。

斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例（案）

観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例（昭和29年11月斑鳩町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に、次の5条を追加するものでございます。現行の2条では当該施設の名称及び位置を記述しております。その次から指定管理者に関する条文を追加しておりますので、朗読させていただきます。

（ 条文朗読 ）

観光産業
課長

以上が、斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例の案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長

次に、（2）斑鳩の里観光案内所設置条例の一部を改正する条例について理事者の説明を求めます。今西観光産業課長。

観光産業
課長

斑鳩の里観光案内所設置条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。12月定例会に提案を予定いたしております斑鳩の里観光案内所設置条例の一部を改正する条例（案）につきまして、ご説明申し上げます。

この条例改正につきましても、先ほどの観光産業課長自動車駐車場条例の一部を改正する条例の説明で申し上げましたとおり、地方自治法の改正によりまして、斑鳩の里観光案内所、これは法隆寺iセンターの部分でございます。この施設も指定管理者制度を導入することにより本条例を改正するものでございます。それでは斑鳩の里観光案内所設置条例の一部を改正する条例について、資料3によりご説明申し上げます。

まず最後のページでございますが、要旨を朗読させていただきます。

（ 要旨朗読 ）

観光産業
課長

それでは改正案についてご説明申し上げます。

斑鳩の里観光案内所設置条例の一部を改正する条例（案）

斑鳩の里観光案内所設置条例（平成8年6月斑鳩町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に、次の1条を加えます。開館時間といたしまして、第3条の2 法隆寺iセンターの開館時間は来館者の利便性を考慮して規則で定める。この法隆寺iセンターの開館時間を現条例では記述していませんでしたので、今回の条例改正により追加いたしました。規則に開館時間を示しております。

続きまして、第4条の次に指定管理者に関する条文を5条追加いたしております。朗読いたします。

（ 条文朗読 ）

委員長 すいません。簡潔にお願いいたします。

観光産業 この5条とも新規で追加しておりますので。

課長

（「付託受けてから検討する」との声。）

委員長 簡潔によろしく申し上げます。

観光産業 第4条では、今、説明いたしました指定管理者による管理、指定管
課長 理者の業務、指定管理者の指定、指定管理者が行なう管理の基準、事
業報告の作成及び提出等を定めております。第7条につきましては使用
料を利用料に変更し、その利用料金を指定管理者に支払うことを記
述し、收受した利用料金を指定管理者の収入となることを次のように
改めます。また、指定管理者の指定が取り消された場合の処分につい
ても、新たに条文として追加いたしております。そして、第8条、9
条でございますが、使用料の免除及び9条では使用料の還付でありま
す。使用料とある分を利用料金と改め、各条分中に指定管理者はとい
う分を加えており、次のようになっております。次に、16条の管理
の委託については、法隆寺iセンターの管理は指定管理者となります
ので、この条文は削除といたしております。

以上が、斑鳩の里観光案内所設置条例の一部を改正する条例（案）
の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい
たします。

小野委員 ちょっと、勉強不足で申し訳ない。指定管理者制度ということは、
まだ掴みきっていませんので、先ほどの資料の2-2に、指定管理者
制度運用方針というのを見ていて、17年10月に斑鳩町として何か
まとめておられるんだけど、読んでいっても分からんけれども、担当

常任委員会に観光自動車駐車場条例、それと観光案内所の設置条例を指定管理者制度を導入するという事で提案されようという事で、今、説明を受けておるんですが、内容については付託された中で、もう一回みさせてもらって、どうなのかということも議論したらいいと思うんですが、指定管理者制度を斑鳩町としては導入していこうと、やるかやらないか、はっきり決める期間があるとか、どうのこうのと、ちらちらと見て分らんねけど、9ページのところに今後の導入スケジュールということで、指定管理者制度導入決定スケジュールの設置条例の改正は平成18年度までに行なうこととしますというので、例えば、今、説明をしていただいている観光案内所設置条例の一部を改正する条例で、指定管理者制度をこちらの方で導入するという事で、議決になったら、こちらの方の設置の方を改正していくんだというのか、なぜ、18年度までに行なうということは、17年度中に行なうという表現になってくるのかね、この書類、この運用方針というのは、申し訳ない、前に委員会の方で出されてたら悪いんやけど、初めて見るものなので、この点についてももうちょっとはっきりと説明していただいた方が、12月議会で提案されようとしているこれらについてももうちょっと理解し易いと思うんですが、ちょっとお願いできないですか。総務部長もおられることだし、これについては何か、一番最後に問い合わせ協議先が指定管理者制度全般、企画財政課とか、それから設置条例の制定改正は総務課ということで、この建水の常任委員会と違うというのやったら、しょうがないですけど。どうなんですかね。

総務部長

その関係につきましては、先ほど担当課長から申し上げておりますように、地方自治法の一部改正がございまして、今までの管理しておったものが、民間の関係にも委託できるといいますか、任せられるようになるということもございまして、これにつきましては、住民サービスのより以上の向上を図るとともに、経営の節減等を図るために地方自治法を改正されたものでございます。そういった中で、

18年度といたしますのは。

小野委員 ちょっと聞き方が悪かったので、私が今聞きたかったのは、例えば、この運用方針等はね、担当の総務常任委員会でも、いろいろ議論されているのかだけ、ちょっと聞かせていただきたかったということなんです。その点はどうなんですか。

総務部長 この関係につきましては、今のところ3施設、いかるがホールとただ今の2件の関係について、とりあえず、指定していこうという方向の中で、その設置条例について、それぞれ改正していこうと、受け皿を備えていこうということで改正条例をさせていただいておるところでございます。いかるがホールの関係につきましては、総務常任委員会の関係でございます、財産管理につきましては、総括的には総務の方の所管でございますので、そういった受け皿の関係につきましての方針といたしますか、そういったものについては総務の方でまとめさせていただいたものでございます。そういった中で進んでおります。

小野委員 12月定例議会の中で、総務常任委員会でもいろいろ議論していく用意で説明されているということで、理解したらよろしいですね。

総務部長 総括的な話の中では、考え方の総括的な関係は申し上げておりますけども、専ら総務常任委員会での案件といたしましては、先ほど申しましたいかるがホールの関係の設置条例の関係について、改正についての説明をさせていただいておるところでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 次に、(3)平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)について、理事者の説明を求めます。谷口下水道課長。

下水道課
長

それでは、12月議会定例会に提出を予定いたしております議案についてご説明いたします。

平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

資料-4をご覧くださいませでしょうか。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,772万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,572万円とするものでございます。

まず、歳入で一般会計繰入金を1,891万1,000円減額、消費税確定申告に伴います還付金の額の確定により雑入を815万7,000円減額、供用開始に伴う下水道費負担金、加入負担金ですがそれを2,500万円、下水道使用料を678万8,000円増額。また、本年度から汚水処理施設整備交付金を受け事業を進めてまいっておりますが、本年度、交付金の追加を受けることとなりました。それに伴い下水道事業国庫補助金を1億5,000万円増額、公共下水道事業債を1億2,700万円の減額の補正をお願いするものでございます。

次に歳出でございます。供用開始に伴います加入者の増により、県へ支払います流域下水道維持管理負担金であります負担金補助及び交付金で105万2,000円の増額、汚水処理施設整備交付金の追加に伴い工事請負費で2,300万円の増額、人事院勧告及び人事異動に伴います人件費で366万8,000円の増額補正をそれぞれお願いしたいと考えております。

簡単ではございますが、12月議会定例会に提出を予定いたしております平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

小野委員 人事院勧告の補正、給料の問題は明日の臨時会の結果で変わるのかな。その点はどうなんですか。異動とかあったんかな。

上下水道
部長 ここには人事異動の関係と明日の臨時議会の給与改正も入っております。その2点が入っておりますので。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 次に、(4)平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)について、理事者の説明を求めます。水田上水道課長。

上水道課
長 それでは上水道課に係ります、12月定例会に予定しております案件を説明させていただきます。資料の5に基づきまして説明させていただきます。

平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、水道事業費用といたしまして、682万8,000円の減額をお願いしたいものでございます。内容といたしましては、人事院勧告に伴います給与改定及び人事異動による人件費で682万8,000円の減額をお願いするものでございます。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

次に、(5) 町道認定について、理事者の説明を求めます。
堤建設課長。

建設課長

町道認定についてであります。12月議会に上程を予定いたしております内容につきまして、お手元に配布いたしております資料6に基づきまして、ご説明をしたいと思います。それでは資料をご覧くださいと思います。

路線数は6路線ありまして、1枚目につきましては管内図でそれぞれの位置を示したものでございます。それでは、詳細につきましては次のページ以降に添付しておりますので、路線ごとに説明をしていききたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず始めに、法隆寺北1丁目地内道路であります。町道284号線であります。道路新設改良工事として工事が完了したことによりまして、延長203.5メートルで、幅員最小4.5メートル、最大14.5メートルで、既存道路であります町道204号線から町道221号線に接する道路であります。

次に、整理番号2番であります。法隆寺1丁目地内で、町道285号線であります。開発道路として帰属いただいたものでありまして、延長は33.9メートルであります。幅員最小4.3メートル、最大7.7メートルで、既存町道208号線に接する道路であります。

次に、整理番号3番であります。東福寺1丁目地内で、町道391号線であります。開発道路として帰属いただいたものでありまして、延長は43.2メートルであります。幅員最小6.0メートル、最大11.7メートルで、既存町道302号線に接する道路であります。

次に、整理番号4番であります。興留2丁目地内で、町道392号線であります。位置指定道路として寄付をいただいたものでありまして、延長は17.7メートルであります。幅員最小5.0メートル、最大9.4メートルで、県道天理斑鳩線に接する道路であります。

次に、整理番号5番であります。龍田西5丁目地内で、町道566号線であります。開発道路として帰属いただいたものでありまして、

延長が28.3メートルであります。幅員最小6.2メートル、最大10.3メートルで、既存町道543号線に接する道路であります。

次に、整理番号6番であります。同じく龍田西5丁目地内で、先ほど5番で説明いたしました続きの道路であります。町道567号線であります。開発道路として帰属いただいたものでありまして、延長が18.1メートルであります。幅員最小5.2メートル、最大12.3メートルであります。これは5番と同じ道路に接続する道路であります。

以上、簡単ではありますが、12月議会に上程を予定いたしております町道認定についてであります。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 認定はそれでいいんですけども、今、寄附採納いただいたということで、登記は全部完全に終わってますねな。

建設課長 それぞれ帰属いただきまして、所有権も斑鳩町に名義変更を全ていたしております。

委員長 他にございませんか。

小野委員 整理番号5番と6番の関係がちょっと分かり難いのです。課長の説明では、開発で帰属するということで斑鳩町に所有権変わってきたということです。これは別件での開発と考えたらよろしいんですか。そうした場合に、例えば、開発申請が出される条件というのがありますわね。どういう道路に接してなかったらいけないとか。この地図だけだったら、整理番号6というのは、ちょっと分かりづらいんです。その点、もうちょっと分かるようなもの作ってもらった方がいいかなと思うんですけど。これに、今度は議案書の説明として出してこられて、

起終点のあれだけです。ちょっとこれは、矢印で認定に附すべき路線だということで、ちょっと分かりづらいんですけど、何かそういう工夫はしてもらえますか、それとも口頭だけですか。

建設課長 今、ご質問いただいております整理番号5番につきましては、同一開発地域内での道路であります。確かに図面で、言われているように、見難い部分がありますので、整理させてもらって、次回、付けてみたいと思います。内容的には、この道路につきましては、566号線の整理番号5番ですが、6番の567号線につきましては、T字型の道路となっている関係で、道路の路線としての区分をさせていただいておりますので、その辺も合わせて、5番、6番については、見ていただきやすいような資料を付けていきたいと考えております。

小野委員 ということは、一つの開発の中にT字型の道路が入っているから、どうしても一つのものとしての路線番号を付けられないということで、566と567で付けていこうと、それは、そういう認定を出す時の、例えば、起終点の関係とかでそういう具合にわざわざ二つに分けざるを得ないというのか、何とか工夫したら一つの、その開発地の中の道路やから、例えばT字型で、西東の分が567、その分に当たっていく所まで、距離とか書いてあるから分かるんやと思うけど、いろいろ、明示とか、許可の時にね、接点がどこなんやろという煩わしさもあるんかなと思うねけど、どうしてもT字型やったら、別の路線として表示しなければいけないのかね、そういう縛りがあるのか、その点はどうなんですか。

建設課長 今、ご指摘いただいている関係につきましては、特に開発地域についてはこういった路線が出てきます。今日まで道路の起終点、質問者も申されているように、起終点の表示という形がありまして、L型という形の道路につきましては、同一路線という形での認定もさせていただいておりますが、こういったL型ではなく、まださらに一部道

路の交差点より出ているという所につきましては、路線として新たに設けさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

小野委員　ぱっと見たら、T字型という考え方が、どっちへTなんかなどいうのを、違うんですよね、長さ的な、揚げ足とって悪いんかもしれませんが、だからその点もうちょっと分かりやすいもので整理してもらいたいな、それだけお願いしておきます。

委員長　他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長　以上、12月定例議会に提出予定の議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

委員長　次に、各課報告事項について、(1)平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてのうち、当委員会所管に関するものについて順次報告を求めます。

観光産業課長　平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてであります。観光産業課所管で予定しております一般会計補正予算について、ご説明させていただきます。

昨年度より、土地改良施設維持管理適正化事業として整備を行っております守谷池について、事業割当額の確定によります補正予算であります。お手元に配布いたしております資料7に基づきまして報告させていただきます。

歳入であります。第20款諸収入で補正をお願いする予定をいたしております。平成16年度より整備をしております土地改良施設維持管理適正化事業交付金について奈良県土地改良事業団体連合会からの事業割当額の減によりまして、540万円を計上させていただいて

おります。

次に歳出でございますが、第5款農林水産費、土地改良事業費で事業割当額の減により工事請負費として600万円の減額をお願いするものであります。

また、人事院勧告等の影響による人件費の補正を第5款農林水産費、第6款商工費、第7款土木費で行なっていることも併せて報告させていただきます。

都市整備
課参事

都市整備課に係りますものについて、ご説明申し上げます。

債務負担行為補正についてでございますが、JR法隆寺駅周辺、自由通路の新設工事委託料につきまして、債務負担行為の追加をお願いしているところでございます。これにつきましては、自由通路につきまして、駅舎の整備に関わりまして、より斑鳩らしさをとということで、斑鳩町の玄関口にふさわしいデザインになるようにというところで検討させていただきました。その中で、自由通路の階段部分の屋根の入り母屋風の勾配屋根、自由通路を回廊風の内装へとデザインを変更させていただきましたことによりまして、設計内容を見直しさせていただきました。その結果、鉄骨鋼材料の増加、加工費の増加、屋根材のグレードアップや数量の増加などによりまして、自由通路本体工事費につきまして、4,568万5,000円の追加増額となったことから、追加の補正をお願いするものでございます。期間といたしましては、平成17年12月8日から平成19年3月31日というところでございます。

資料2枚目に、これに伴いまして協定額の変更ということで、協定書の変更(案)、そしてその裏面には変更工事費の概算額の案ということで添付をさせていただいておりますので、併せてよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

委員長

西田参事から報告がありましたように、JR法隆寺駅自由通路新設工事委託云々につきましては、午前中の都市基盤整備特別委員会にお

いても、ご報告ありましたので伝えておきたいと思います。

報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(2) 観月祭について報告を求めます。今西観光産業課長。

観光産業課長 観月祭について、ご報告申し上げます。去る9月22日に開催いたしました観月祭につきましては、当日思わぬ雨模様になりましたが、開催時間には雨も上がり、無事開催することが出来ました。今年度の観月祭より入場券の前売りを実施いたしましたところ、順調な売れ行きによりまして当日の入場者も前年度入場者数を多く上回っております。382名の入場者がありました。また、演目も橋弁慶という人気がある演目であったこともあり、観覧者の皆様方には満足していただいたものと考えております。今後とも伝統芸能である能楽に関する情報発進を行なうとともに、観光客誘致の一環としてのイベントとして努力してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(3) いかるがの里ふるさと秋祭りについて報告を求めます。今西観光産業課長。

観光産業課長 ふるさと秋祭りについて、ご報告申し上げます。

去る10月8日に開催いたしましたふるさと秋祭りではありますが、

当日は早朝より不安定な天候でありましたが、実行委員会で協議されまして予定どおり開催する運びとなったところでございます。開会式から少しずつ雨模様になりまして、雨の降る合間をみながら、子どもみこし巡航パレードや姫路市から参加いただいたよさこい踊り、また斑鳩小学校によるソーラン踊りの公演を実施いたしました。また、太鼓台の巡航パレードも雨の降る中でございましたが、多数の参加者によりまして盛大に実施していただき、午前の法隆寺会場では何とか開催を終わることができたところでございます。龍田会場のイベントにつきましては、降雨のため止むなく中止となったところでございます。前年度の秋祭りが台風により中止となったこともあり、参加していただいた皆様方には悪天候の中でありましたが、楽しんでいただいたものと考えております。以上でございます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(4) 産業フェスティバルについて報告を求めます。
今西観光産業課長。

観光産業課長 産業フェスティバルについて、ご報告いたします。
26日に実施いたしました農産物品評会ではありますが、町内で栽培され、出品されました145点の農産物を、午後より北部農林振興事務所の技師及び奈良県農協の営農指導員の方々によりまして慎重に審査していただきました。知事賞をはじめ、9点の特賞等を決定していただきまして、27日、昨日の産業フェスティバルで表彰させていただいたところでございます。また、中央公民館を会場といたしまして、農産物の即売会や各種バザーなどを24団体の参加を得て、実施してまいりました。ホールにおきましては、午後より式典を行ない、商工

部門、農業部門及び農産物品評会の特賞の皆様方の表彰と各小学校児童による農業体験の発表をしていただきました。また、演芸といたしましては、宮川あおまる、とんこの漫才、横山ホットブラザーズの音楽ショーといたしまして、皆様方に楽しんでいただいたところでございます。また、商工会による龍田神社境内での龍田市も商工会会員、皆様方によりまして開催していただきました。両会場とも多くの来場者の方々に楽しんでいただいたとともに、農業、商業者の皆様と住民の皆様方の交流をされたものと考えております。

以上簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(5) 前回の委員会の要望について報告を求めます。
堤建設課長。

建設課長 前回の委員会でご要望いただきました富雄川沿いのおけます井堰についてでございますが、お手元に資料8として配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。資料につきましては、2枚という形になってございます。

まず、1枚目の左側につきましては下流域ということになっておりまして、下流域から順次、井堰の名称、井堰の位置の関係を地図上で示させていただいております。左側につきましてから、順次説明をさせていただきたいと思っております。

左の上部から下流に向けて道路があるんですが、天理斑鳩線ということで、安富橋が架かっております。その向い側に西安堵井堰というのがございます。次にその上流に行きますと阿波・興留協同井堰というのがございます。これにつきましては、管理者は阿波水利組合と興

留土地改良区が管理されている井堰でございます。次に、さらに上流に行きますと新業平橋が架かっておりますが、高安西団地前にあります茶ノ前井堰であります。管理は高安水利組合が管理されている井堰という形です。さらに上流へ行きますと、次のページなんです。秋葉川と富雄川の合流点になりますが、籠入取入井堰という形で井堰がございます。これも同じく高安水利組合が管理されているものであります。次に、さらに上流へ行きますと芦川と富雄川の合流点ですが、こちらに軒井堰というのがございます。これも同じく高安水利組合が管理されている状況であります。次に、さらに上流ですが、古池の前にあります上ノ井堰という形ですが、同じく高安水利組合が管理されているという状況であります。

以上簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 井堰6つある訳なんです。利用面積というのかな、この井堰から水を供給を受けて、耕している田んぼの面積、分かりますか。

建設課長 西安堵井堰につきましては安堵町域の灌漑用水となっておりますので、資料の方は持っておりませんので、町内に係ります部分につきまして、ご説明をしていきたいと思っております。

阿波・興留協同井堰につきましては、灌漑面積としては約36ヘクタールと聞いております。次に、高安水利組合が管理されている、それぞれ4箇所井堰ですが、これは全体的ですが、高安区域全般という形で、約32.6ヘクタールと聞いております。以上です。

吉川委員 これから上流へ改修に向って、この井堰との話合いが一番問題点じゃないかと思うんですけれども、今現在の状況というのか、先行き、どういう事になるのか、分かる範囲でお願いしたいのですけれども。

建設課長 斑鳩区域の関係もありますが、一番下流に安堵町の水利組合が管理されている西安堵井堰というのがございましたけれども、これにつきましては県の方で長年、対応もされて交渉もされておるんですが、聞きますと、まだ合意には至っていないという状況です。その他の関係につきましては、阿波・興留井堰につきましても、また、それらの管理されている阿波水利組合、また興留土地改良区、それと高安地区に4箇所井堰があるんですが、こちらの井堰の水利組合の方につきましては、県の方におきまして、一定の、先ほど言いました受益面積、及びそれに付随する幹線水路の調査というんですか、それらについて地元の各団体に調査をされて、一応、県の方でも把握されているという状況があります。一方、阿波・興留井堰になるんですが、これにつきましても、一応そういった調査後に、今後、改修後における施設の内容というんですか、そういった形のものも、機種というんですか、そういった工法についても、施設についても一定の資料を提示されているという状況であります。今後、そういった形で県とも、我々も、地元対応についての協議もしていかなければならないということがありますので、そういった事について県とも協議しながら、地元対応できるように努力していきたいというふうに考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告することはありませんか。

都市整備課長 前回委員会におきまして、いかるがパークウェイの計画、今現在進めておりますが、そこに取り付けます町道について、この委員会でも計画を示すようにというご意見をいただいております。本日、計画図面をご覧いただきながら、説明をさせていただきたいと考えており

ます。前に、図面を開けさせていただきたいので。

委員長

暫時休憩します。

(午後 2 時 5 2 分 休憩)

(午後 3 時 0 8 分 再開)

委員長

再開いたします。

都市整備
課長

それでは、前に示させていただいています図面によりまして説明をさせていただきます。

この図面、現在、国の方で予備設計をなされました結果の図面でありまして、この図面に基づきまして地元への説明及び用地買収を進めているところでございます。今後詳細設計につきましては、地元と調整をしながら最終図面ができてくることとなりますので、この図面は現段階での計画図ということをご了承いただきたいと思います。

図面ですが、委員長の側が西側になっておりまして、反対側が東側ということになっております。東側から説明をさせていただきます。

一番東端ですが、龍田郵便局、農協の前を通ります。

(「ちょっと待ってください。」の声)

委員長

暫時休憩いたします。

(午後 3 時 0 9 分 休憩)

(午後 3 時 1 2 分 再開)

委員長

再開いたします。

都市整備

それでは説明を続けさせていただきます。

課長

まず、一番東端になりますが、龍田郵便局、農協のところから下ってきております町道405号線と交差する部分が一番東端の交差点になります。この交差点につきましては、将来、信号交差点となるように計画がなされております。

その次に、少し西へ行きますと、平田池の東側から南下してあります町道410号線であります。この路線につきましてはいかるがパークウェイ交差し、その南側でいわゆる県水道、町道408号線と交差をする道路でございますが、この部分におきましても、今、公安委員会との協議の中では点滅信号といったことではございますが、将来、信号交差点になる予定で、現在の道路、信号交差点となるべく2車線を確保するように、国の方で用地買収を進められているというところでございます。

それから少し西へ行きますと、県水道をそのまま、ずっと西へ行きますといかるがパークウェイの中に斜めに入っていく状態になっておりますが、この部分につきましては交差点ではなしにパークウェイに取り付けるという計画になってございます。

それから次に、白山神社の前でございます。ここでは白山神社、東側で追手から町道404号線、それと白山神社の西側で厚生年金いかるが荘の方面から町道460号線が取り付いております。それと南側では町道483号線が取り付きますと、それと共に県水道408号線が併せて取り付いてくると。多岐の道路が取り付く状況になってございまして、これを一つの交差点として整理するのは非常に難しいということで、それぞれ北につきましては460号線から白山神社前に新しく側道を設け、4004号線と接合して、それから一口でパークウェイに取り付けると。また、南側につきましては480号線と途切れます県水道408号線ですが、これを483号線に接続した後に、いかるがパークウェイに一口で取り付けると、こういう計画がなされております。

その次に、その西側、厚生年金いかるが荘から南へ下ってくる、現在町道ではないんですが、細い里道がございまして、その部分につつま

しては、この後で説明させていただきます、西側に岩瀬橋がありますが、このパークウェイの計画で岩瀬橋が落橋されることとなります。そこで竜田川を渡るために、いかるがパークウェイの橋を渡っていただく必要がございますので、まず、今、説明をしかけました厚生年金いかるが荘からの南へくる道を信号交差といたしまして、そこでパークウェイに入っていただくということを計画をいたしております。その部分につきましては、信号交差ということでございまして、2車線を確保する必要がございますので、町の方でその道路の改良を併せて進めていきたいというふうな計画になっております。

なお、パークウェイの少し南側、県水道でございまして、現在は相互交通になっておりますけれども、今後、パークウェイの交差点ができることによりまして、その東側に向きましては東側に一方通行、西側に向きましては西側に一方通行ということで、そういう規制をすることによってその交差点の安全性を確保していこうというふうな計画になっております。

次に、竜田川の左岸側でございまして、先ほど少し説明をいたしましたけれども、岩瀬橋と新しい道路が計画が被っていくことから、岩瀬橋が落橋する必要がございます。川を渡っていただくためには、旧の服部道を行きまして、川の右岸で右折をしていただき、パークウェイに入っていただく必要があると。この部分につきましては、橋を渡っていただきました西側、現在信号がございまして、ここも将来、信号交差になる予定でございまして、左岸側の交差点については信号を設置するのは非常に難しいと、こういったことがございまして、現状の幅員、これも2車線を概ね確保できるような幅員になってございまして、現状で取り付けるという計画になってございまして。

なお、一番西端の交差点、川を渡りました右岸側の交差点ですが、ここにつきましては、新しい橋を仮設することによって、道路の高さが概ね1.3メートルほど、その中心付近で上がることとなります。従いまして、その平面図で道路の両側、少し赤で示しております範囲なんですけれども、この範囲において道路の取付けが必要となってくるとい

うことになってございます。

なお、右岸側の町道、竜田川右岸道路ですが、これの南側に向きましては、現在、2車線が確保できておりますので、そのまま取り付け。北側に向きましては、現在は非常に細い状況になってございます。この部分は将来、西側に道路を延伸する時点で2車線を確保するような改良を併せて、国の方でもやっていただくということで、今回の事業の中では暫定的に現道に取り付けると、幅員的には暫定的に現道に取り付けるという計画になってございます。

今、説明させていただきましたような交差点がそれぞれがございませう。それに伴います町道の改良等もあるわけなんですけど、稲葉車瀬の自治会の皆様と、現在、調整、協議もしております。今後、詳細設計に向けまして道路の整備計画につきましても、併せて整理をしていきたいというふうに考えております。

以上、簡単ではありますが、いかるがパークウェイの取り付け道路についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

吉川委員 橋の渡ったところで1.3メートルですか、上がるわけですね。何メートルあるのか分からんけども、前に喜多さんから買われたところは6メートルになってますけれども、あれから向こうは、まだそのまま残ってるわけだな。これもその当時は6メートルにすんねやと、議事録見てもうたら分かるけど、言うてるわけなんです。未だに、全然、動きがないわけです。あれから、あこは喜多さんが持つてはると思うねけども、今駐車場になってますけれども、交渉でも行かれたんかね、ちょっと向こうまで、ニシタニさんの向こうまでやったら、みな6メートルで続きまんねや。せやから、何かこういう大きな事業をやる時に、並行してやらないと、私はより今までの計画が遅れるように思うんですよ。特に、今度は1.3メートル上がるわけだな。そしたらやっぱり、先ほどずっと出ていた水の問題もあるしでんな、そ

こらをどない考えておられるのかね。今、6メートル計画道路でも、今の岩瀬橋ですか。この岩瀬橋なくなるわけや。そうしたら、今、県で建ててもらった駐車場と館のところから、また北へ一旦上がって、それから橋を渡って向こうへ越さんなんような状態。今まででしたら真っ直ぐだった。そこもこちらと一緒に、1.3メートルか、もっと上がるのと違うかなと思うんやけど、先ほど1.3メートルという説明があったんで、そしたら川側に擁壁するか何かして、上げてこんなかんわけや。それが前から言っている神南の井堰の方へ行くわけやから、そこらはどう考えておられるのか、これと併せて改良をしていきたいといわはんのか、いやもう、ここに示したように、あこでは、私が先に申し上げた件については、協力していただいたことはやるけど、後はもうそのままにしておくんか、それはどうですやろ。

都市建設
部長

ここに示させていただいているのは、あくまでもパークウェイに支障になる部分、それについて、どう対応していくかということで国と協議をさせていただいております。その先については、あくまでも町の事業として取り組んでいくということになるわけですが、このパークウェイを進めるにあたって、できるだけ後で、こうしておいたら良かった、ああしておいたら良かったということにならないように、その取り付け部分について、十分、国とまず調整をしてやっていきたいと、このように考えております。それより、竜田川の左岸、右岸、両方とも、それより上流、またそれより下流、この辺については、パークウェイの状況をみながら、また交通量等の状況をみながら、整備を考えていくということになっていこうかと思っております。今、この図面については、説明をさせてもらった状況で取組ませていただいているということでございます。

吉川委員

仮にね、今、私が指摘しても、そしたら、みんなやってもらえるかといったら、これは分かりませんわな。仮に言わなかったら、全然町の方はやりませんが。今、小吉田の方でも、やはり、そりゃ確かに、

地元から、稲葉車瀬も出てますけれども、やっぱり、それによって周囲が良くなっていったるわけや。そうでっしゃろ。斑鳩らしい道を造り、人にやさしい道を造り、そこで考えていかんなら、また考えまんねんでは、まあやってくれへんのが落ちですやんか。約束したやつさえ、しまへんねやんか、斑鳩町。そんなもん、せんど言うとかんなら、稲葉とのまだ最終的な詰めは出来てないんで、最終的な詰めできたら、水道の問題とか、いろいろ私もちよっと聞いてますんで、申し上げますけど。やっぱり何かやるときに、個人の家でも私は一緒だと思うんですよ。やっぱり今まで、こんだけやと思ってても、もうちよっとこれあんじょうしとこかということやね、それで良くなっていくと思う。なぜ、もうちよっと進んだことを考え、また実行してもらえないのか、私、今に始まったことじゃない。前からそういうこと、お願いしているわけや。そしたら、言うたこと全部してもらえるかといったら、そんなん、私も思ってません。みんなで考え、これはいいなと思うことは率先してやっつけていかんないかんと思う。

都市建設
部長

吉川委員がおっしゃいますように、いろいろ稲葉地区でもお話があります。極端な話になりますけども、先ほど藤川課長の方から岩瀬橋について落橋すると、こういう説明をさせていただいています。稲葉地区にすれば、現在の岩瀬橋、これは残してもらった方がいいなという希望も当然あるかと思えます。ただ、このパークウェイを進めていくにあたっては、どうしても平面交差でいきますから、落橋せざるを得ないという状況がありますんで、その辺のご理解も賜りながら、事業を進めさせてもらっていると。また、小吉田地区でも、計画説明をさせてもらって、今の状況に直ぐになったわけでありませんで、いろいろ協議をさせてもらいながら、順次、整備もさせてもらっていると。下流域については排水の関係で支障を来すと。それについて国でも整備してもらい、また町でも一部整備をしながら、取組ませてもらっているということですので、吉川委員がおっしゃいますように、こういういい道路ができれば、その周辺部分について整備をして、き

れいなものに仕上げていくと、これは当然の話だと思います。できるだけ、そういう方向で担当としても努力をしていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたしたいと、このように思います。

吉川委員　私が今申し上げていることも、仮にこれ、神南の人が聞いたら怒るやわからん。あべこべに。吉川さん、広げたら余計、今、昭和団地のところも良くしてもらった。私は良くしてもらった方が、通ってもらわんなら、利用してもらわんならいかんと思う、私自身は。あんだだけ、お金かけてやってもうてんねから。これ、仮に、極端に言うたら、この6メートルの道なかって、これが仮に2メートルか、3メートルの道としまんねん。そうしたら、今の三室の交差点行っるところ、通らんといられへん。今、一生懸命にやってもらっている、この法隆寺線ができたなら、私はやっぱり、だいぶ通ると思いますよ。それまでに三室の交差点まででも出来たらいいけども、出来ない場合は、また地元から、一番反対されている所や。あえて、私はそれをちょっとでも緩和するためにでも、竜田川の改修で堤防の上は6メートルにしてもらった。前から言うているように、一部はない所ありますけれども、それから昭和団地良くしてもらった。それから、右折れ車線も造ってもらった。やっぱりそれをうまく利用してね、私はやるべきだと思うんです。こんなん、地元やったら、通ってもらわん方がええと言わはんの、目に見えてますよ。6メートル計画道路やって、そこへ車止めやったら、吉川さん、なんぼあんじょうしてもあきまへんわ。駐車場になってまんがなど、こう言われるわけや。この間もうちの役員さんが、貼らはったからでんな、そのことでもめているわけです。そこまですてでも進めていかんなあかんよってに、皆さんから出てる意見をできるだけ少なくしようと思って、努力してくれてはるわけや。みんな努力したらいいと思う。だから、町もこうやる代わりに、地元もこういう具合にやってくれと。それは大いに私は言うべきであり、お互いに協力しあっていかないかんと思う。しかし、抜本的なことは、

こんな自治会に話できませんが。町でやってもらわんなら。今日、結論を聞こうとも思いませんけれども、そういう意見あったという事だけは、腹に据えて、私はやってもらいたい。もう結構です。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

浅井委員 6メートル計画道路入っていると聞いて、吉忠から法隆寺の駅前へ行く道で、元旧県道、笠目から駅へ入ったる道路のところまで6メートルくるということで、あれが吉忠から半分ほど6メートルやっていたいて、その後進捗状況ないということですねけども、あこで、安堵王寺線がつくということで、平面交差するというので、ちょっと上がってきたら取合いできへんということで、あこで止まったと私は聞いたと思います。もし、間違ごうたったら訂正しますけど、あの道路は今後、どのようなか、ちょっと聞かせてほしいんですけど。大分に時間経ってると思いますけど。

建設課長 今現在、ご指摘いただいている区間の道路については6メートル計画路線という位置付けで、三代川を渡りまして、上流へ行きまして旧のところまで6メートル計画路線というようになっています。

以前、法隆寺南住宅なり、法隆寺第1団地の西側の道路につきましては、ちょうど団地のところで工事が中断しているという状況です。先線については、本来、その当時もいろいろ地元の方とも、地権者の方ともお願いもしてきた経緯があるんですが、なかなか合意が得られ

なかったということがありますので、地権者の協力が得られるのであれば、事業化に向けて努力していきたいと考えています。

浅井委員 課長の答弁で、地権者が協力してもらえれば6メートルで駅までくるといことですな。間違いないですな。なら、私ちょっと地権者話して、ある程度協力すると言うてくれた方ありました。そこからちょっと、しんどいなと思うし、今現在、三代川改修工事がやかましく言われている中、喜多興産のビルのところで、スラブ打ったのが駐車場になっている、その問題ちょっと、喜多興産の方も駐車場なくなるということで、ちょっと私も聞いたんですけども、あれがもしか、改修工事したら、あこの道路幅、何メートルあるか分かりますか。どこで車後退するんですか。坂井パイプのどこか、中辻のところで後退せんなら、あの間はもう、2メートル50、3メートルないのちゃうかな。あれもしか、改修工事された場合、道路せもて、また6メートル持ってきたかて、あこで6メートル広げんなら、広げたところで駅まで抜けんの、また道狭いですやろ。町としてどういう計画してはんのか、私こういうこと話するのは、駅のアクセス道路の問題でうちの村の方が、あの道路なぜ広げへんと、あっちこっち、中途半端な道ばかりできんなということ、たくさん聞くんですわ。これをまず、6メートル駅まで抜いてもらったらええのちゃうかなと思うんですけど、ただ、改修工事されて進んだら、あの道路はもの凄く、狭もなりますな。喜多興産の前の道路。あれ、中川さんの家とあの間のとこと、ほんまに狭い道路ですわ。スラブ打ってるから、あこでみんな車後退したり、広く通ってるけど、あれがもしか、あの橋がスラブ割ってしまったら、もうあこで車の対向できないと思いますねん。それと同時に、改修工事せんといられへんようになってくるし、家の立ち退きもはさんでくるやろし、町として笠目から来ている道路まではする計画あると、そこから駅へ向けてはないと言わはって、あこ6メートル、あこまで来て、どんどん西名阪から降りて法隆寺の駅に来はったときに、あんなんどないもしょうがないやろ。今でもやはり大型のトラック、

あれは進入禁止やけども、月2へんくらいは、決まったように定期的に入ってきます。私も言いたいけど、町にも協力もらわなんんよって、もう知らん顔してるけども、大型禁止の看板上がってますが。それ、ごっついトラック、いつでも月2へん入って来ますわ。言う事によって、町にマイナスか、プラスかと思って、私は黙ってるけどね。あのあこをどないされるんかと。地権者が協力できないといわはんねやったら、私も一緒に力になって、一部やったろと言う人あったんで、ずっとあの、三代川の橋までは来られると思いますよ。町、駅までずっと抜いていただけたら、値打あるけど、途中で止まっとったら、南住宅のどこなんか、目安3丁目、4丁目になるんですか、あこらは晩になったら車だいぶんに、駐車場代わりに、みんな駐車場持ってはるけど、会社の車乗って帰ったら晩は止まってますわな。抜けることによって駐車も少なくなるけど、あのままやったら、何か、車止めといてええねんという感じになってくるさかい、今後、どないしてもらえるか、ちょっとそのこと聞かせてもらいたい。

都市建設
部長

今のご質問の件については、駅舎改築に伴う駅周辺の道路整備とも、いろいろ絡んでこようかと思えます。そして、三代川の改修も影響してこようかと。そうしたなかで、三代川の改修については、現状の道路を侵すことなしに、東側で河川改修をやりましよう、そしてその左岸側で管理堤防兼道路として4.5メートルを確保していきましよう、こういうことで、将来的には出来るのであれば一方通行とか、そういう規制も掛けながらやれば、今現在、ちょうど安堵から来る道から駅へは幅員としては5メートル近くあるかなと思えますので、一方通行であれば十分通行は可能だということもありますので、その辺の計画、当初から定めて取組むべきとちがうかという指摘もあろうかと思えますが、現状の中では左岸側で道路を確保していこうということで取組んでいますので、まずは三代川まででも、新家と目安、その間について、ご配慮いただける所があれば、整理をして抜けやすいようにさせてもらったらと思えます。それより北については、シンボ

ルロード等、今、計画もしておりますので、その辺の状況と絡んでこ
うかと、このように思います。

浅井委員 今、回答もらったんですけども、私これ言うのは、今、アクセス道
路の問題、新家地区入ってます。これをやろうと思ったら、今のこの
道路を先やれと言う人が多いですねん。それができなかつたら、アク
セス道路の協力はしんどいかなと、ちょっと私感じたんですわ。あの
道路、あこまで来て、なぜ広げやへんねと、道ばかり造って、農地
やったら、そんな簡単にできんのかいという意見が最近出てきました。
ただ、あこに道ついたら、これは通過道路であって、農振地域やっ
たら何のこともできないと、サービス業もとれないやないかと、道通
だけで、百姓にしたら、そんな道つけてもうたら、向こうへ越えられ
へんやんかという問題が出てきてますねん。駅はよくなるけども、新
家、田ちゃむちゃこになるやないかという人の声が増えてきて、今ま
で私も、1回出してもらって、いろいろ皆さんの意見聞いて、地元ど
ない考えてんね、言うた時に返答のしようがないし、これに対してち
よっと聞かしていただいて、一般質問させてもらおうと思ったけど、
こないして、その他で聞かしてもらったらいいかなと思って、村の方
へ帰って、寄る機会がございますので、町としてはそういう意見やと
いうことは言っときますけど。もうひとつ。

委員長 町長から手が挙がりましたので、町長。

町 長 いずれにいたしましても、吉中から、法隆寺第3団地、それから南
住宅、そこまでは来ていますものの、いろいろとご相談申し上げた中
では、用地協力等、いろいろと紆余曲折あるなかで、一番ネックは用
地の交渉が難しいことだと思います。ただ、浅井委員がおっしゃるよ
うに、一部の方が協力をしてもいいという話ですから、ある程度そう
いうことがうまく纏まってくれば、私の方としても早く6メートル道
路をしていかなかったら、通学路としての機能というのか、通られる

方は非常に車が多いですから、皆様方、ご心配でございますし、特にまた、いま住宅がたくさん建ち並んでまいりましたから、そういうことを考えますと、通学の関係、あるいはまた、通勤の関係等考えますと、非常に交通事故が起こってしまっただけから遅いわけですから、できるだけ地権者の協力を得て、努力をしていきたいと。担当者にも十分に申し上げて、とにかく協力をしていただくように、これから日参をしてでも努力をしようという話を進めております。そういう事を踏まえて、地元の浅井委員さんも、そういう点で協力をしていただけるような体制作りにはですね、なっていかなかったら、どういいまして、最初からいいまして、あの地域そのものが市街化区域であったものを宅地並み課税の関係で一部、元に戻してしまったということから、今、いろんな問題等になっておりますけれども、当然、吉中から駅前まで6メートルということで計画道路ですから、できるだけ、南住宅から三代川のところまでも、早くやっていかなかったら、いずれ交通事故、あるいは、通学路の関係等について大変、ご心配をいただいておりますから、その点については早く解決をしていきたいと思っております。

ひとつ、地元として力を貸していただくように、よろしく願いしたいと思っております。

浅井委員 今、町長さんにいただいたように、私も用地交渉については私も協力させていただきたいと思っておりますけれども、できるだけやはり、あの道路は、今、町長さん言われたように、最近大分に住宅が建ってきてます。斑鳩町の方かて。それを、子どもが小さい人があこ通るのに、やっぱり危ないやないかという人もあるし、一方川やし、片っ方、法面は個人で持っておられます。法面だけなっと、貸していただけないかということはやかましい、言うてますので、できるだけ通学路も気を付けていただいて、駅まであの道を6メートルにさせていただいたら、うちらの方もやりやすいんやないかと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

もうひとつ、これは県事業の井堰問題ですねけれども、私先日、安堵

の方におうて話したら、安堵町としてはこの井堰については、6箇所あるんですかな、高安まで行ったら。その方みんな寄って県と話合おうという話、ちょっと聞きました。それで別れたるから、恐らく、斑鳩町の後の5箇所の方が寄って、県が説明すんねやないかと思えますけども、ちょっとみたら、受益面積100丁はありますね、斑鳩だけで60何丁、あるんですかね。安堵からみたら、100丁ほどあります。私も農家している中で、川床下がるということは、排水はいいけども、保水力ないです。この改修は何、目的かといったら、住宅が水つかない、水のかないというのが目的であって、農家にすれば逆です。保水力なくなったら、今まで、田んぼへ水入れて1週間もったやつ、4日で無くなってます。これは間違いないですわ。三代川改修工事していただいて、もの凄く保水力悪いんですわ。この点も県とよく交渉するときに町の方で言うていただきたいと思えます。ほんで、興留阿波の井堰は、うちは分担金だしてますので、新家も一部は権利がございますけども、この場には出ることできないけども、そういうことについて、保水力の低下が井堰だけやなしに、神代の昔からすべて農業ようなるかということ言うていただきたいと思えます。

よろしく願いしまして、私の意見として。

委員長 他にございませんでしょうか。

吉川委員 3点ほどお願いしたいんですけども、まず、三代川改修なんですけれども、その後どういう経緯になっておるのかですね、この前にも申し上げたと思うんですが、説明等で聞きますと、三代川に1億円の予算を県が付けてくれているということなんです。知事さん等もおっしゃるのは、下流からやってこんなと、これは基本というのか、そうだと思うんですけど、やっぱり1億円付けてもらってんねから、これを何とか生かしてですね、蛇が蛙飲んだような格好に、一時的にはなるかも分からないけどですね、私はやっぱり、出来るところからでも、やらないかんの違うかなと思う。11年間、何にも動いてないん

ですよ。今年ももう、半年以上過ぎているわけなんです。町としてどんな意気込みを持っておられるのか、まず、考え方を聞かせてください。

町 長

いつも郡山土木へ行くたびに申し上げるのは、家屋調査、あるいは測量等ができておる所には交渉すべきであるということで、私の方の下流から、谷川さんとか、あるいは吉田さんとか、うちの家とかありますから、当然、交渉すべきであると。底地と建物と違うんですから、そういうことを踏まえて、1件の関係だけについては、ある程度、条件提示をし、本人がそれを承諾したら、1件の関係については、解決するというのは、下流から5件目ぐらいの家なんですけども、今、条件提示をさせていただいています。そして、今申し上げているのは、下流の3件等は底地は一緒ですから、建物は自分のものですから、そういう関係についても、底地をまず話をしていただいて、そしてこの1億ある間にできるだけそういう努力はしていただかなかつたら、我々としても、何回言っても現実に我々に下されるのは、もう家屋調査も全部終わっているのに、町長さん何もきませんやないかと。県土木はどう思っていますか。私は県土木へ行ったら、いつでも1億付いてますからとおっしゃるねけど、まったくそういう体制作りにならない。そしてまた言うてたら、その下の喜多興産の問題がどうやから、こうやからという話になってしまいますから、何か私は県の関係等についても、できるだけやっぱり、いろいろな難しい問題はあると思いますけど、うちの職員も努力をしますから、そういう点については、出来るだけ速やかに、解決をしながら今年度の目標である1億というのを消化していくと。逆に、1億を越えるぐらいの気持ちを持っていかなくつたら、いつまでもしょらへんな、しょらへんなということになってしまいますから、吉川委員のおっしゃっていただくように、我々としてはできるだけ早く地権者の関係の方と交渉して、我々の建物等について、家屋調査もされているんですから、条件提示をして早く買収できる環境にしていきたいと考えております。

吉川委員 町長の方から述べていただきましたので、地元の委員さんもおられることですし、また町長も地元ですし、みんな力を合わせてもらってですね、ひとつ工事が進むように、私は是非努力を重ねてもらいたいことを強く要望しておきます。

それから、西里のカラー舗装しているところありますね。辰巳さんところの前ですか、塀のところ。これは前々から4メートルにするということで、ちょっと聞いておるわけなんですけれども、もう20年から経つらしいですけれども、なぜ、これでもこれぐらい時間かけんなら、できへんのか。持っておられる方には失礼な言い方になるかもわかりませんが、私やっぱり、家とか、物が建ったときに、どうしても細くなると思うんですよ。やっぱり、畑とか、田んぼとか、工作物がないときにですね、私はやっぱり、最善の努力をせんと、私は話というものは進まないと思う。特にこの線については、藤ノ木古墳の近くでもありますし、前にも私は藤ノ木古墳の、今申し上げた路線の、斑鳩町の東側の道から、交差のどこ、真っ直ぐにしたらどうやという意見も申し上げました。一向にそういう話はしていただいてないようです。町の将来考えて、この路線についてどういうお考えを持っておられるのか、聞かせてください。

都市整備課長 今、委員の方からご指摘いただきました路線でありますけれども、これは都市整備課におきまして、都市計画決定をし、現道幅員でもって表面の整備をしていくということで進めている路線の一部であろうかと思えます。この整備に伴いまして、取り付いております町道と取り付け部分におきましては、可能なところを拡幅しながら事業は進めているという現状でございます。この道路につきましては、現状、ほぼ4メートルの道路ということで、取り付け部分だけが若干広がっている部分があるというところでございます。

吉川委員 取り付け部分というのは、地蔵さんありますね。そこのことですか。

他は4メートルあるとおっしゃったけども、富の里ですか、あこまで4メートルあるんですか。

都市整備
課長 全部が4メートルあるといったことではないんですけども、先ほど私が取り付け部分と申しましたのは、辰巳邸の南側、ほぼ中間部分に当たるところですが、この部分、南への町道の取り付け部分についても可能なところで拡幅させていただいているということで、吉川委員がおっしゃっていただいております、地蔵さんは一番西の端のところだと思いますが、あそこは現道での改良をさせていただいたということでございます。

吉川委員 今、辰巳さんとこの、おっしゃったところは、辰巳さんの東側、南から入ってくる場所の東側の道路の突き当たりというんですか、だと思っんですけども、そこは改良されて4メートルあるわけですな。その続きがないんですやろ。隣には大きな、斑鳩町でも自慢できる、自慢できるというのか、やっぱり、私にしても残してほしいなというように、斑鳩町にふさわしい塀できてですな、ああいう何は、私は個人的には残してほしいなと思っんです。できたら、畑とか作っておられるところで、広げてもらうように、私はこれ、辰巳さんとこの田んぼ、反対側にかたあるみたいですよ。その工事でも一回でも頼みにいかはったんかね、その隣も田んぼですな。畑でんな。あこに田んぼ、3つぐらいあると思う。それから駐車場あるわけですな。大きな金掛けて、カラー舗装して、やってもですね、やっぱりせめて向こうから、一生懸命に4メートルにして、やっぱり中でもいろいろな方があったと思っんですよ。それを話して、理解してもらって、やってきてんからでんな、もうちょっとやから、何とか努力してできないものかなと思っ。もうなんか、近々にカラー舗装されるんですやろ。なんでこんな、ここだけできへんところ、カラー舗装するんですか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後 3 時 5 6 分 休憩)

(午後 3 時 5 7 分 再開)

委員長 再開いたします。

建設課長 今、ご指摘いただいている分については、辰巳邸の土塀があるというところの、ちょうど少し西へ行ったところなんです、宅地と農地があります。南北線の今の道のその取り合いにつきましては、地権者の協力も得まして、道の拡幅をできたんですけれども、それからの西向いての先線については、交渉もさせていただいたんですが、地権者の協力が得られないということで、現在中断しておるという状況です。

吉川委員 辰巳さんのうちは、もう頼みに行ってもうてんね。いつ頃ですか。

建設課長 辰巳さんの農地じゃなくて、ちょうどお家のところなんですけども、お家のところとその隣の農地の部分が同じ地権者ということがありまして、お願いもしに行ったんですが、なかなか協力が得られなかったということでございます。

吉川委員 私が聞いているのは、辰巳さんの塀については私も先ほど申し上げたように、斑鳩町でもひとつの名所というのか、見てもらっても大したもんだなという斑鳩らしさというんですか、私はやっぱり、残してほしいなと思っているわけなんです。その南側に辰巳さんの田んぼありますね、その交渉に行かれたんかという事を聞いてます。

建設課長 今言われている辰巳宅の農地というところが、ちょうど駐車場の東側になるんですかね、そこだと思ってるんですが、それからさらに農地がありまして、その部分と併せて、宅地の南側の方について協力依頼お願いしたんですが、なかなか協力が得られなかったというものであり

まして、辰巳さんについては先線でありましたので、交渉はしておりませんが、手前の方について交渉したということでございます。

吉川委員　　せやから私は辰巳さんの家に行かれたんかと聞いてまんねん。行ってないなら、行ってない。行ってんけども無理やってんと言うてくれたら、そんでええねや。

助　　役　　あの路線については、これまで吉川委員が指摘されているわけですが、北側の部分、辰巳、亀井、森本という協力については、私、計画課長した時に行きました。ただし、辰巳はああいう状態ですから、どうしても無理。亀井、森本は全体的な整備の中で考えましょうということ。それから西側については都市下水道で協力していただいたということでございます。南側の方で、南へ行く道の改修のときに、あの部分が協力得られなかったということで、若干、4、5メートル入ったところから南側は改修した経緯があります。相当の期間、取り合いについては放っていた。しかし、町として所有者と話をしながら取り合いをさせていただきましてけれども、東側しか協力しないと。初めは西側も同時に協力しようということをお願いしていたらしいです。ただ、最終的には協力はいたしませんということで終わって、ああいう状態になりました。ましてや、東側については、今、家を新築されていると、それも非常に見通しが悪くなったということがございますし、やはり、協力をできないものについては現状の状態でカラー舗装をしていくという計画でございます。南側の拡張についてであります。所有者が辰巳さんでございますから、耕作者は森本、2軒。辰巳さんについてはこれまで行ったことは、南側はありません。東側は若干協力していただいたという経緯がございますから、そういう流れで今日までできたということでございます。

吉川委員　　やっぱり辰巳さんとは、行ってませんねやんか。地主さんの所へは。この話ができてから、もう何年になりまんの。今特にカラー舗装

して、やっぱり藤ノ木古墳は斑鳩町としてもメインです。その近くを、斑鳩らしいまちに、特に西里全体は昔からの町並みというのか、古い家もようけ残ってますが。今そういう運動が、全国であるわけ。斑鳩町はわからんところがあるのか、わからんけども、町並みで昔からの何あんの、西里だけ、今は一番残ってんの違うかなと思っているわけです。だから、平素、斑鳩らしさ、斑鳩町にふさわしいということを書いておきながら、なぜ、このここだけ、特に私が言うてんのは、田んぼですが。田んぼに畑や。なんで、そういう努力ができないのかな。仮に、この話でなかったら地主と小作人やはってでんな、両方話しにいかんとでっせ、小作人、まず話をしに行く。ならへんよって、もう地主さんには何も言うていかへん。どんな気しまっせ、土地持っておられる方。

助 役

先ほども私言ってますように、ちょうど辰巳さんの塀の中間から西側が狭くなっている。それをこの度、カラー舗装させていただくということでございます。今現在、森本治という家がございます。そこの協力できないということですから、西の辰巳さんが持っておられるところに頼みに行っても、辰巳さんはあそこはどうなるんだと、当然言われると思います。まず、今現在、協力をしてくれない人を、まず協力するということが第一。ただ、それがなかなか協力できないと。もう、吉川委員もご存知のように。南の道路は、以前に竣工できているわけです。それが今年、ようやく出来た。これも東側だけ協力してもらった、西側は全然協力しない。はじめは協力すると、こう言っていたわけです。協力は、後になってしないということですから、吉川委員が指摘されるように、辰巳さんに行っても、辰巳さんは、あれはどうなるんだということになってくるだろうと思います。まず、現在、森本治のところを協力してもらおうと、それから後に、辰巳さんのところに行ってもいいと、私は思うのです。以上です。

吉川委員

助役さんが言われること、分からんでもないんだけど、私はやっぱ

り、なる所から行かんと、あかんあかんと言うてはるところに、なんぼ行ってもあかんねや。せやから、たまたま隣も同じ条件で家、建ったら、助役さんおっしゃるとおりやと思うねん。たまたま私は、この間見に行ったら、田んぼや。畑や。なんで協力してもらえへんのかなと。だから、これは何も町だけやなしに、私は地元の方もおられるねんから、失礼なこと言うかもしれないが、助役さんも地元なので、人脈あると思うから、やっぱりあの人のところへは誰が行ったらいいと、神南の場合でもそうですねや。出来あがったらすかみたいなものやけど、出来あがるまでは、やっぱりいろんな人を使ってでんな、頼みに行っているわけですわ。せやから、なぜその田んぼとか、畑だけでも協力を要請して、今、カラー舗装しようというカラー舗装がもっと生きるように、なんでしてもらえへんのかなと。あこ行って、一回みはったら分かりますわ。もうこれ以上言いませんけどね。斑鳩は、本当にもう、残念ながら、なぜもう少し努力してもらわれへんのかなという気持ちでいっぱいですわ。もう結構です。

次にもう1点だけ、里道の管理なんですけど、今年からでしたかな、4月から斑鳩町で管理するようになりました。これは、県で国で管理してても一緒なんですけど、里道にはみ出している木がたくさんあるわけですね。里道でなかったら町道でもそうなんです。私はこの事については、もう何十年前から言うているわけや。神南から墓へ上がっていく道でも。この間も、神南のある方とその方と言い合いしはった。事故がないからいいけども、事故あったらね、今、新聞や何やら、テレビでも、皆、町負けますが。そこで私お願いしたいのは、やっぱり、指摘されたり、それから見に行って、完全に明示できてまんねや。それ、一杯一杯まで、そこの木が生い茂っているわけ。私もお願いしたら、早速行っていただきました。町の方からも努力して行っていただきました。悲しいかな、ちょっと切って、後、木で向こうへ、支えしたる木はみな里道のところにあるわけや。たまたま、こちらの方向も作っておられないし、奥で自分の知り合いの方が畑を作っておられるんで、道みたいにしておられるけども、これ仮に閉鎖されたらね、もう通

れませんが。みんなの道ですが。こんなんはね、やっぱり、まず町が管理している里道ですんで、やっぱり町が行ってもらって話し、また地元の皆さんも協力して、私も言いますねや。あんたら通らんねから、あんたらも言いなはれと、私が言うわけや。私は嫌われてもかまわへん。言いますが。前にも言うたことある。私、これ言ったら1票減りますねん。ここの入れてくれはらへん。そんなもんでんがな、人間というのは。なんぼあんじょうしてくれはんねや、最終的に思っても、自分とこのこと言われたら、絶対入れてくれまへんわ。それでもあえて言うてまんねん。そこらはもっと町の方で、ちゃんと把握して見に行つて、あんじょうしてくれはつたと、しかしまだ出来てないということは、ちゃんと把握してくれないかんと思う。里道の管理について、どういう見解を持っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

建設課長 吉川委員からご指摘いただいている件につきましては、里道の管理の関係なんです、場所もいつていただきました神南地域で、我々も、担当も出向きまして本人さんともお話をさせてもらって、剪定はしていただきました。ただ、これについては里道の区間について、全面的に解決したという状況ではないので、確かに、剪定はしていただいたんですが、まだまだ剪定の範囲といいますか、それも占用しているという状況ですので、なかなか一度に解決するというのは難しいところですので、我々も努力しながら、今後も、注意しながら、また相手さんとも話をしながら、解決策をしていきたいと考えています。特に、それと併せまして、この4月から譲受を受けて管理範囲が相当、広がってきております。これについても特に里道、国水におきましても地域の方のご協力を得ながら、十分な体制作りをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

吉川委員 限界というのもあるかと思いますがけれども、やっぱり、一遍より二遍、二遍より三遍、やっぱり行ったら向こうの方も分かってくれはると思いますんで、人数は減ってくるわ、仕事量は増える、それもよ

う分かってるんですけども、努力してもらって、みんなで斑鳩町をよくしていくという気持ちで、私は頑張ってもらいたいと、かように思いますので、よろしく願いしときます。終わります。

委員長 他にございませんでしょうか。

小野委員 4つか、5つほどお願いしたいと思うので、途中、時間延長お願いしやなあかんのかなと思うので、答弁のあれで。

まずね、9月議会で訴えの提起ということで、議決させていただいて、その後、そのことによってどういう具合に進んでいったのか、またその時に、私は、委員会でも話してましたし、個人的にもこういうことを気をつけてほしいということで、先々のこともありますので、ということで、くれぐれも頼むということを使うてあつたはずなんです、その件について、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

建設課長 阿波2丁目の関係につきまして、9月議会に訴えの提起ということで議決をいただきまして。

小野委員 簡潔にまとめてくれたら分かります。その後、どういう具合に登記を、裁判所がどういう具合に判断して、どうされた。その時に付いてあつた共同担保目録についても、これが、今まだ町のものになってないけど、ということでお願いしたから、町のものになるように努力してんのか、してないのか、それ、簡潔に言うてください。

委員長 よろしく。

建設課長 今現在の状況なんです、相手の弁護士さんを選任していただきまして、その訴訟を行っているという状況で、聞いていますのには、年内、もしくは来年1月には判決がでるという形で聞いておりますので、今後におきましても、委員会等でご報告をしていきたいと考えており

ます。

小野委員

裁判所で精算人ですか、それ選定してもらっただけの訴訟だと私は思うのですが、その後ですね、あの、これに関連したいろんな物件があるでしょ。それもまあ、町で認定してないというような問題やないねけど、生活道路ですからね、これいつか、やはり、あの、そのことについての抵当権を抹消せんないかんのですから、今のこの物件だけということで、あの、進めていくようでは、また、あの戻りますから、その点を十分注意してほしい。だから、しっかりとした、それを引き継いでもうといてほしいと、私は思うんです。何回もそうして、あの、何回も出してくることもないようにね、だから、この際、そういう物件があるかどうかというのは、整理してもうてて、町の土地じゃないからと、それはゆくゆく町の土地にせんないきませんね、必ずね。その点、しっかりと求めてください。それじゃあ、まあ、この分について、一応、あの、終わったという感じでしてもうたら困るということで、重ねて言いますので。

それから、ちょっとこれは苦情ですが、まあ、担当課長というんですか、まあ、観光協会の事業らしいですので、まあ、町としてもあまりかまわれないのかどうか知りませんが、まあ、幸いに斑鳩町長が観光協会の会長でもありますし、やっぱりあの、担当課というのもありますので、ちょっと質問させていただきます。まああの、先日のもみじ祭り。まああの、昨年もそうだったかなと思うんですが、その案内。観光協会の会長小城利重さんから出てくるんですが、まあ昨年も、え、この書き方何やろということで、分からなかった。今年も同僚議員から、これどういう意味やろということで言われたので、まあ、あの、担当課長にちょっと指導したってほしいと、文書の書き方が何を言わんとすんのか、何をしてんのか分からないということで、まあ、お願いしてたんですが、まあ、それは来年どんな案内がくんのかなということで期待してるんです。で、ただ、その来年まで待とうとおもたんですが、先日のもみじ祭り、ここでの神事、それらについてのや

り方、その時の、その、やり方についても、何ら、そういう事で反省しているような様子もないんですね。で、まあ、あの現場におられた藤本部長、それから今西課長にも私は苦情を言いました。そのことについて、やはりどのように指導ちゅうか、あの、あれしていこうとされているのか、まあ、今、新しいうちにちょっと教えてください。

観光産業
課長

ご指摘の、先日の観光協会が主催しているもみじ祭りの中の式典の中の対応という形でのご指摘だと思いますが、事務局に確認いたしました。その中で、当初から前もって割り当てを決めておったと。その中で、万一、欠席された場合についても、予定どおり、流して行こうじゃないかということで、確認したわけですが、いずれにいたしましても、式典の中で、周りの来賓の方の誤解を招くような進行であったということで、反省もしております。今後、このような件に対して、慎重に検討していきたいと思っております。

小野委員

あのね、私はね、そうして、今、そうして答弁してもらってね、反省しておられるような様子であったら、私は、今日は何も言わなかった。昨日でも、全然違うんですよ、私を見て言う言葉が。そんなことは差し置いてですよ、今課長おっしゃってることね、おかしいですよ。あのときの玉串奉天は、うちの町議会に対しては議長の名前言うて、町議会の関係者は一緒にといいことですね。それで、他の、例えば、いろんな団体の長が来ておられた。その方だって、まあ例えば、斑鳩町の職員ちゅうか、町の関係者はということで助役さんが出はる、ね、あの時県議会議員二人斑鳩町にいます。ね、役割を分けてあったとしても、そしたら、その時の県会議員が、あの、こなかっても、もう一人の県会議員いてんねん、その人に玉串奉天してもらうのが、当たり前や、常識や。それを、そういうような言い訳するいうたら、子ども騙しや。ね。そんなことでね、聞いて、こういう場所で、言わざるを得んということは、どういうことや、それは。それは、あいさつがする役割してあった、玉串はAという県会議員や、ね、だからBと

いう県会議員しか来てないねけど、もう県会議員の玉串は止めたんやと、同僚議員はみんな合図してるんですよ、多分、おれ、助役さんやとか、みんな合図してるはずや。分かったというような顔して、結局しない。それで言うたら、後で、そういう、あの、言い訳をする。まったくそれはね、でたらめなやり方ですよ。そんなもん、事務局長として、そんなもん、事務やっていくなかでは出来ないんです。だから、ましてね、この案内、去年も言うたはずです。まあ、課長違うかったから、伝わってないのかどうか、知らんけど。伝わったんかどうか、これは伝わってると思う。けども、こんでええねと、毎回そんな、毎年、訳の分からん書類を出してくるんですよ。それとね、もう1点言いましょか。あの、火気を使わないという時の話ですよ。これは後で私は県会議員があいさつをした中で、来年から使ってもらいましょという話をしてた中で、どういうことになったるんやということで、あの県会議員も中で火気を使えるように、県の担当者と話が出来てあった。その事を観光協会へ、あの、連絡してあった。にもかかわらず、今度県の担当から火気を使いません、いつもと例年どおりとか、そういう文書で使用を言うてきている。県会議員が一生懸命、努力してはんに、皆さん住民のためにやってることを、もう忘れてんのか、無駄やと、こちらから主催者側から使えませんと出した、どないもならん。その点どうですの、調査しはりました。

観光産業
課長

火気厳禁につきましては、当初から、県の方から使用について、そういうことでお聞きしておったわけですが、観光主催の中で、8月に出店の募集をするわけでございます。その時に使用できないという形でありましたので、当然、使用内容をされる方に対してお断りしておったわけですが。10月末に県のほうから、地域住民考慮の目的等については使用してもいいという形でお聞きしておりましたが、混乱を招くという点から、今回は火気を使わなかったという形でやっておりました。

小野委員　　そうしたらね、私らが行ってね、いろいろ盛り付けをしておられる方とか、いろんな方から、使われへんけど、どないやの、どないやの、何で言われるんですか。そして、県会議員があいさつの中でそういう話をするんですか。だから、私は案内を出すときのことも今までどおり書いといたらええ、今までどおりでええねということで、ずっと来られてる方だと私は思うんですよ。だからね、あの、担当の言い難いのだったらね、あの、協会の会長である町長、事務局長にちゃんと話しなさい。混乱さしてるんですよ、あの人は。今まで、今までね、文章でもそのとおりで、みんな誰も言わない。私は言うてるんですよ。こんなん、分れへんやんかと。へやけど、直接言うてない。火気の使用についてもそんな状態ですやんか。みんな住民が使わせてもらいたいという。私ら、8月かなんか知らんけど、その時に使われないというような判断をしてたんか、ちゃんと10月で、遅なったんやったら、遅なったんでも、使ってもろたらよろしいです。県がね、せっかくそこまで開けてきとんのに、こちらから、主催者側から住民も使いたいと思とんのに、その、使わないでしますと出されたら、住民裏切ってるんですよ。だから、観光協会もそのね、あの、事務、それらについてもしっかり指導したってください。でないとね、あの、それこそ、その、みんな県が悪者になってる。県会議員が悪者になってる。町会議員も悪者になりますね。私もだいぶ言われたもん。あこ行ってね、委員長も知ってはるとおり、あの時いてたんは、3人ほどやったけど、みんな言われてるんですよ。使えるようにしてください。なんでですか。その裏言うたら、県会に、県会議員に確認したら、そういうことですね。事務局が勝手に、それで使わんようにええようにしてしもとる。それはどういうことなんや。このことについては委員会だね。

助 役　　今の件ですが、私もある町会議員からご指摘いただきまして、そして、当初は火気を使えるということの認識を持っていたわけですが、そうかというふうな事で、直ぐに県にお尋ねした。また、県会議員を通じて、どうなっているのかということの、お尋ねをさせていただ

きました。まず、原則として火気は禁止だ。ただ、営利を目的としたものに対する火気使用であり、あくまでもボランティア的な面に対する火気を使用するという点については、これはもう、止むを得ないということは、初めから言うていると、こういうことを言うているわけです。そういうことを聞きまして、私は村田局長には、ボタンの掛け違いになったけど、きちっと聞いていただいて、そして、きちっと使えるならば使えるようにこれからはしてほしい。今年は時間的な余裕が無かったので、来年についてはきちっとしてくださいよということの指摘をし、指導をいたしました。

小野委員　　なんぼ嫌われてもええから言いますけどね、文書ひとつにしても、前のままでええねとか、そんなんしてたらね、職員にね、みんな迷惑かかるんです。だからその点をね、きちりとね、やっぱり指導してもらいたい、ということで、その観光協会についてはもう終わります。

次ですが、先ほどの吉川委員の歴道の用地の話で、まあ、助役さんが、次の先線という言葉使こうて、課長の使こうておられた、先線の場所の農地、その手前が断られてるから、行っても意味ないと、いうような、あの、話をされておりましたが、ちょうどね、私も昨日、昼から時間あったから、松尾さん行こうとおもって歩いてたんです。何でかなとおもって、ここ道路あるなとおもって、だけどね、今、助役さん話されるのも一理あるのかなとおもたけどね、ちょうどあれから東、ちょうど助役さんの家の前かな、あそこに宅地あるでしょ。あそこは今、そら、都市下水ができて広がってるからかどうか、知りませんが、どんついてますわね。あそこだけが今から見たら、逆に出っ張ったようになってますね、宅地やから。ああいう状態でもね、しておくのが、しておける状態のときしておくのが、私はベターだと思います。だから、吉川議員おっしゃるように、辰巳さんとこの農地があれば、そら、小作等、地主さんとの間のいろんな状況もあるか、分かりませんがね、やはり行くべきでそれでだめだったら、今のまま現道で、藤川課長も言うたように、現道でのカラー舗装が歴道の目的

やというねやったら、それはそれでいいかなと思います。だけどやっぱり、その、先ほどからの意見の中で、私は見方として、どこどこが反対されているから、これは進まないというのは、今までの道路の整備、5ヵ年計画にしても、3ヵ年計画にしても、町道整備というのが、全く達成率というのが低い。そういうことに、僕は起因しているんじゃないかなと思うんです。西里の歴道については、私はこれ以上は言いませんが、やはり用地交渉というのについて、見方、大変申し訳ないけど、どっかこの路線で反対されている人を探しているような見方、私も以前にも言うたと思うんです。出来ないのなんでやというたら、ここが反対してはる。実際そこは、賛成してはるかどうかも分からんねけど、噂で反対してますか、ちょっとなと言われたら、もう行かない。そういう典型的なことがありますので、私も今、はっきりと言います。路線名をちょっと忘れましたが、15何号線やと思います。浄慶寺の西側です。これは今自治会からも総務を通じて、話を持ってきているはずです。今だったら出来る。十何年かかってきてると思う。出来るんです。だから、今の自治会長も建設課行っても、動いてもらえないからということで、言うてますけど、この点について、今やったら、出来ると思うんです。だけどまだ、担当課長は、向こうはどうかのとかね、そういう話をしている。これについて、今年度中に必ずせんなん出来ないということです。出来ないというたら喜んでしないような思うから、僕は言わないけどね、今年度中に着工しないよやったらね、私はもうそれは、町はその道は計画に挙げてるけど、一切しないんやと判断して、これから物言うていこと、私はおもてるんですが、その点どうなんですか。

助 役

西里の歴道についての改修につきましては、ご存知のように、北から辰巳さんの堀を通過して、そこから東へですね、全部引いているんです、見ていただいた分かるように。我々が、高永さんも含め、引かしました。ただ、西側は、高永さんも努力し、私も努力したが引かなかった。そこを言っているんです。少しきつい事を言いますが。まして、

引かない人は町の職員です。ここに問題があるんです。誰でもそうですよ。町の職員が引かないのに、なぜ協力しやんなんということになるんです。はっきり言わせてもらって。けれども、行けと言われるんなら辰巳さんも行きます。いくらでも行かせてもらいます。けれども辰巳さんは必ずその事を言われると思います。というのは、あの南側の道路を造ったときもおっしゃってるんです。なぜ、あそこが協力できないんですか。あそこが開かなければ、私も協力した意味がないでしょうとおっしゃってました。そういうことを理解してほしいです。あそこについては。辰巳さん行きましょう、どう言われるか分かりません。ただ、今になって開けた、半分開けたことについて、これは、辰巳さんが当初言われたようなことでクリアーしました。けれども、あれについてはどう言われるか分かりませんが、お願いにいくらでも行かせてもらいます。これでご了承願いたい。

建設課長 今ご指摘の浄慶寺の西側ですが、町道150号線という形で、5カ年事業としての位置づけもしております。この件と併せて152号線という路線もありますが、我々としては努力はしておりますが、150号線につきましても、今現在、地権者にお話をさせていただいているという状況で、ただ、本人さんの回答として、事業に協力するという形ではないので、今後も続けて交渉に当たっていきたいと考えております。

小野委員 西里について、私が言いたかったのは、助役さんは助役さんの立場もあるのでそういう形になるけど、協力をしてもらえるかどうか分からないということで、助役さんの感では、今までの流れの中で、辰巳さんですか、協力してくれないだろうということなんですが、その点は1回でも行っておいてもらったらということ言うてますし、もし辰巳さんが協力していただいたら、ちょうどあそこから西側の方ね、宅地が協力してもうてあんのかどうか、そのまま施工して終わっているところあるでしょ。50センチくらいか、出たような形になって

いる。ああいう形で施工されたらどうですかということ言うてますので、誤解のないように。それで、今、課長ね、今、地権者に行く予定なんですか。自治会長が言うてきてね、自治会長が言うてきた時点の話はね、どうなったんですか。ちょっと待って。その時になぜ、直ぐ動かないんですか。また、期間を空けたら、その時にね、今言うて、反対しておられるんちゃうんかなというてた人が、実際問題、わしはそんな、そこの息子なんか、私にもそういう事で、そんなんできへんがな、今のこの状態やったらと、他のことですよ。他のいろんな、そこでの地域での事業のことで、まあ、ちょっとトラブルあるから、そんな協力できへんがな、そりゃ言うていることは事実なんですよ。ただ、この前に里道の町道ね、それを補修しに行くということで、行ってもらったときに、自分とこの係員、一緒に聞いているやん、その人にね。そないして、ちょっと直すだけにしゃあんと、ちゃんと道つけたらどうやねと、その人言うてはんねから、そのまま直ぐ行かんならね、こんな期間おいといて行ったら、また違いませ言われる。だから、もう直ぐにそして行くということが、逆に係員は、そんなもんはよ道広げたらええねがと、そこまで言われてるんですよ。そのこと自治会長も言いにきているはずや。せっかく、係員のもんも、こういわれましたと言うてきてんねからね、課長動かへんだら、どうすんの。だから、私言うてたでしょ。今、せえへんねやったら、町としてはしないという計画なんかということ突き詰めていくと。直ぐにでも走ったらええねん。その態度が私はほしい。そしたら、先ほどの話やないけど、ちょっと語弊があると思うけど、ひとつの路線でここが反対されるところ、探しに歩いてるんとちゃうんかと、そういう皮肉も言わなければならない、だから事業が進まない。そない思うんですけど。だから直ぐ動いていくあれはないんですか。

建設課長 自治会長からそういう意見もいただきましたので、私もある人については3回、お会いした経緯がございます。他の方についても、お会いをさせていただいてますし、担当も担当として交渉に行っておるん

ですが、今後もそういった形で、ご理解得られるように努力していきたいと、私も率先して行く努力をしていきたいと思えます。

小野委員 今、現場の方はね、町がしてくれないというような態度ですよ。それだけ言うときますよ。こんな時にね、しなかったら行政に対して不振をもってこられる。だから、私は仕事柄、道路の用地のことでも分かると思いますわね。町に対してね、今やってもらえたらするんやけどということ、ちょっとタイミングずらしたら、みなだめになる。当たり前や。タイミングをね、何でね逃がすようなことばかりすんや。それは直ぐにでも動いてもらいたいなと思えますので、このことが長引いても一緒ですので、もう1点、お聞きしたいなと思えますので、下司池もおかげさまで全部解決したと。前回の総務委員会でも報告されたというがあったんですが、ちょっと傍聴してなかったのなあれですが、結局、ちょっと心配してたことがありましたが、あその池は水が入ってこないんやとか、いろんな古いあれで、造成されたために、あとはボーリングしてなかったら水がそのまま腐ってくるとか、ということで心配してたんですが、和解条項に基づいてきちっとされたということで、そのときも心配なことやなと思ってたんですが、和解のこと、ポンプも撤去されたというか、いろいろ苦情もあったから、そういう事も入ってましたので、その後どうなんですか。池としての機能についてはどのような状態なのか、問題があったら総務委員会ではだめやということで言うておられるんやと思えますねけど。

総務部長 ご承知のように、撤去されまして、そういった確認をいたす中で、残金をお支払させていただいたところがございます。池の関係につきましては、フェンスも張らせていただいたということの中で、管理を適正にしなきゃならんというようなことでもございまして、そういう事をさせていただいております。ただ、聞いておりますのは、魚つりをするためにフェンスを傷つけたということも聞いております。早速そういうことについても管理を十分にしておかなければ、事故等が起こ

ったら大変でございますので、危惧しているところでございますが、いずれにいたしましても、魚はまだ少しおりますので、その魚でいろいろと問題があったら困るということもありますが、十分管理をして付近住民等に迷惑がかからない方向で対応してまいりたいと考えております。

小野委員 下司池については龍田財産区財産ということで位置づけされておりました、その時の協定書ですか、下司田水利組合でよろしいですかね、水利組合との水利権のこともありますし、今後管理として、水利権のこともありますし、町の担当というのはどのように考えていかせてもらったらよろしいですか。

総務部長 財産管理としての関係につきましては企画財政課の担当となりますが、ただ、4反あまりの賄いの池でございますので、その関係についての、池の機能の整備とかという関係になりましたら、農の面での補助を受けたりなんかで、水利組合が対応していかれるということになりますので、そういう方向で進みたいと考えております。

小野委員 それと地元の方から、いろいろ話を聞かせていただいているときに、通学路ですかね、通学路というか、通路、そういうようなこともちょっと、聞いたこともありますしね、また、今、総務部長から、守谷池と一緒になと思って、釣り人というんですか、それがあって、うちの自治会とか、守谷池の水利組合とか、それからPTAも巻き込んで、いろいろ協議したこともあったので、困ったことだと思うんですが、あそこについてはフェンスを破ってというんですか、池へ入るとしたら、堤頭敷きを通ってくるのか、住宅の中で、今の通学路、あまり位置的なこと分からないんですが、宅地を通って池へ入られた形跡があるのか、その点はどうなんですか。

総務部長 先ほど申し上げた中で、詳しいことは聞いて承知しておらないんで

すが、フェンスは四方に巡らせておりますので、宅地の方面からも破って入ろうと思えば入れますし、堤頭の方からも破れば入れないこともないと思いますが、いずれにしましても、そういった事をした形跡があるということで心配しておるところでございますので、万全を期さなければならないと、事故があっては後になりますので、そういったことで対応してまいりたいと考えております。

小野委員 今後、いろいろ地元と協力してもらって、例えば守谷池のときのこと、あの時も総務部長と相談させてもらったかなと思うので、例えば、地元の方がいろいろ見てもらえるような状態を、また話してもいいかなと、また、水利組合としての管理をお願いしてもいいかなと。水利組合の方は位置的にちょっと遠いと私は認識しておるんですが、だから自分の自治会にもそういう事もいろいろ協議しながら、せっかく正常な形になってきたことですし、いろいろ知恵出してもらいたいなど、そのようにお願いしておきます。終わります。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 理事者からは何かございませんか。

(報告なし)

委員長 その他については、これをもって終了します。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。
(午後4時47分 閉会)